毎週月.水.金曜日発行

外(5)

B	
規則	
○富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則	1
○富山県介護保険法事務処理規則の一部を改正する規則	2
○富山県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	3
○富山県医療法施行規則の一部を改正する規則	4
○富山県公文書館条例施行規則の一部を改正する規則	6
○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町	
村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	
○富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則	7
○富山県自然環境保全条例施行規則及び富山県希少野生動植物保護条例施	
行規則の一部を改正する規則	11

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事新 田 八 朗

富山県規則第15号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

富山県手数料条例施行規則(平成12年富山県規則第5号)の一部を次のように改 正する。

別表第1の6の項の(1)中「(2)に」を「(2)及び(3)に」に改め、同項の(2)中「するも の」の次に「((3)に掲げるものを除く。)」を加え、同表中

Γ	処理容積が 100立方メートル以上 200立方メートル未満の設備	7,400円
と を 「	処理容積が 100立方メートル以上	7, 400円

200立方メートル未満の設備

3) 移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもののうち、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者が行うもの

6,000円

に改め、同表の30の項、41の5の項及び41の10の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の41の11の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に改め、同表の41の12の項の(1)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に改め、同項の(2)のア中「第1条第1項第2号イ(1)(i)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に、「第1条第1項第2号イ(1)(i)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に改め、「又は同号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準」を削り、「第1条第2号イ(2)(i)」を「第1条第2号イ(2)」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(財 政 課)

富山県介護保険法事務処理規則の一部を改正する規則を公布する。 令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第16号

富山県介護保険法事務処理規則の一部を改正する規則

富山県介護保険法事務処理規則(平成11年富山県規則第44号)の一部を次のよう に改正する。

第1条中「、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規 定による改正前の法(以下「旧法」という。)」を削り、「、介護保険法施行規則」 を「及び介護保険法施行規則」に改め、「及び健康保険法等の一部を改正する法律 附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた省令(以 下「旧省令」という。)」を削る。

第2条の見出しを「(業務管理体制の整備に係る届出等の書類の様式)」に改め、 同条中第1号から第11号までを削り、第12号を第1号とし、第13号を第2号とする。 第3条第1項各号列記以外の部分中「及び旧法」を削る。

第4条中「並びに旧法第 115条」及び「及び旧省令」を削る。

様式第1号から様式第11号までを次のように改める。

様式第1号から様式第11号まで 削除

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(高齢福祉課)

富山県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田八 朗

富山県規則第17号

富山県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

富山県労働委員会事務局組織規則(平成16年富山県規則第17号)の一部を次のよ うに改正する。

第3条第1項及び第2項中「、主査」を削り、同条第5項中「及び主査」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(労働委員会事務局)

富山県医療法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第18号

富山県医療法施行規則の一部を改正する規則

富山県医療法施行規則(平成11年富山県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「前条第1項」を「第2条第1項又は前条」に改め、「第6条第1項」の次に「又は富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成15年富山県条例第54号)第3条第1項」を加え、同条第1号中「前条第1項第31号」を「第2条第1項第31号」に改め、同条第2号中「前条第1項第36号の2」を「第2条第1項第36号の2」に改め、同条第3号中「前条第1項第36号の3」を「第2条第1項第36号の3」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 前条に規定する医療法人の経営情報等「報告対象外医療法人」報告書 第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(報告対象外医療法人の報告)

第3条 省令第38条の4の医療法人は、医療法人の経営情報等「報告対象外医療法人」報告書(様式第39号)により、毎会計年度終了後3月以内(法第51条第2項の医療法人にあっては、4月以内)に、当該医療法人の所在地を管轄する厚生センター(富山市の区域内にあっては、富山県知事の権限に属する事務の特例に関する条例第2条の規定に基づく富山市)を経由して知事に報告するものとする。様式第38号の次に次の1様式を加える。

様式第39号 (第3条関係)

月 年 日

富山県知事 殿

> 主たる事務所の所在地 医療法人

理事長

医療法人の経営情報等「報告対象外医療法人」報告書

標記について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第67条第1項の規定に よる社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用しているため、医療法(昭和23年 法律第 205号) 第69条の2第2項に基づく報告の対象外であることを報告します。

医療法人整理番号					
法人番号					
病床・外来管理番号					
医療機関コード					
法人名					
病院・診療所名					
病院・診療所所在地	都道府県	市区町村		町域	
会計期間	自		至		

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(医 務 課)

富山県公文書館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第19号

富山県公文書館条例施行規則の一部を改正する規則

富山県公文書館条例施行規則(昭和62年富山県規則第16号)の一部を次のように 改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(インターネット等による利用)

第4条の2 知事は、公文書等の画像等の情報を、インターネットの利用により公開すること等の方法によつて一般の利用に供するよう努めるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務課)

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理 する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第20号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市 町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理

する事務の範囲を定める規則(平成12年富山県規則第35号)の一部を次のように改 正する。

第2条の表の10の項の左欄及び同表の11の項の右欄の第1号中「漁港漁場整備法」 を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表の14の項の右欄の第2号の 2中「建築主事」の次に「又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)」を加 え、同欄の第2号の3、第2号の4、第3号の2、第4号の2から第4号の4まで の規定及び第4号の6中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同欄中第39号の2 を第39号の3とし、第39号の次に次の1号を加える。

③9の2 政令第 137条の12第6項又は第7項の規定による認定の申請の受理、調 査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

第2条の表の21の項の左欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(」に、「建築物のエ ネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第3条の表の5の項の左欄及び同表の6の項の右欄の第1号中「漁港漁場整備法」 を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第5条の表の10の項の左欄中「及び」を「、」に、「に基づく」を「及び法の施 行に関し知事が定める規則に基づく」に改め、同項の右欄に次の1号を加える。

42) 富山県医療法施行規則(平成11年富山県規則第38号)第3条の規定による報 告書の受理及び県への送付

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(ワンチームとやま推進室)

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事新 田八 朗

富山県規則第21号

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則

富山県児童福祉法等施行規則(昭和41年富山県規則第55号)の一部を次のように 改正する。

第16条第1項中「又は延長者の監護者(法第31条第4項に規定する延長者の監護 者をいう。以下同じ。)」を削り、同条第3項中「又は延長者の監護者」を削る。

第20条中「の監護者(保護延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、 保護延長者を現に監護する者をいう。)」を削る。

様式第3号中「(延長者の監護者)」を削る。

様式第4号中「(保護延長者の監護者)」を削る。

様式第5号及び様式第6号中「(延長者の監護者)」を削る。

様式第30号の9別紙1中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援セン ター」に改め、「同一敷地内の」を削り、「指導訓練室」を「発達支援室」に、

```
多機能型実施の有・無
有無
```

を

```
多機能型実施の有・無
有無
|治療実施の有無||有・無
```

に改め、同様式別紙2中「同一敷地内の」を削り、「指導訓練室」を「発達支援室」 に改め、同様式別紙3を次のように改める。

別紙3 削除

様式第30号の9別紙4中「同一敷地内の」を削り、「指導訓練室」を「発達支援 室」に改め、同様式別紙5及び同様式別紙6中「同一敷地内の」を削り、同様式別 紙 7(1)中

実施事業	児童発達	幸支援	医療型児童発	放課後	等デイ	保育所等訪
			達支援	サービ	ス	問支援
	サービン	ス単位		サービ	ス単位	
	有	無		有	無	

	主たる事業所				
	従たる事業所				
定員(人)	合計	児童発達支援	医療型児童発	放課後等デイ	保育所等訪
			達支援	サービス	問支援
合計					
主たる事業所					
従たる事業所					

を

実施事業		児童発達	支援	放課後等	デイサー	保育所等訪問支
				ビス		援
		サービス	サービス単位		単位	
		有	無	有	無	
	主たる事業所					
	従たる事業所					
定員(人)	合計	児童発達	支援	放課後等	デイサー	保育所等訪問支
				ビス		援
合計						
主たる事業所						
従たる事業所						

に改め、同様式別紙8中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「訓練室」 を「支援室」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改め、同様式別紙9中「心理 指導担当職員」を「心理担当職員」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指 導する」を「支援する」に改める。

様式第31号の2中「(延長者の監護者)」を削り、「(延長者)との続柄」を 「との続柄」に改める。

様式第32号中「(延長者の監護者)」を削り、「(延長者)との続柄」を「との 続柄」に改め、同様式備考中「、教育及び懲戒」を「及び教育」に改める。

を

様式第33号中「(延長者の監護者)」を削り、「(延長者)との続柄」を「との 続柄」に改める。

様式第38号備考2中「、教育及び懲戒」を「及び教育」に改める。

様式第48号及び様式第49号中「(延長者、保護延長者)」を削る。

「2 保護者氏名

児童との続柄

住所

様式第51号の3中

3 施設(事業者)の種類及び名称、里親の氏名

所在地、住所

意見

「2 施設(事業者)の種類及び名称、里親の氏名

所在地、住所

に改める。

3 意見

「2 保護者氏名

児童との続柄

住所

様式第51号の4中 3 施設(事業者)の種類及び名称、里親の氏名 を

所在地、住所

4 措置延長年月日 年 月 日

措置延長理由

「2 施設(事業者)の種類及び名称、里親の氏名

所在地、住所

に改める。

措置延長年月日 3

年 月 日

4 措置延長理由

「2 保護者氏名

児童との続柄

住所

様式第51号の5中 3 施設(事業者)の種類及び名称、里親の氏名

を

所在地、住所

4 措置延長年月日

年 月 日

5 措置延長理由

J

「2 施設(事業者)の種類及び名称、里親の氏名

所在地、住所

に改める。

3 措置延長年月日

年 月 日

4 措置延長理由

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第16条、第20条、様式 第3号から様式第6号まで、様式第31号の2から様式第33号まで、様式第38号、 様式第48号、様式第49号及び様式第51号の3から様式第51号の5までの改正規定 は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県児童福祉法等施行規則に定める様式による用紙 は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(障害福祉課)

富山県自然環境保全条例施行規則及び富山県希少野生動植物保護条例施行規則の 一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第22号

富山県自然環境保全条例施行規則及び富山県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則

(富山県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 富山県自然環境保全条例施行規則(昭和48年富山県規則第61号)の一部を 次のように改正する。 別表第1第1項第3号キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項若しくは第2項」を「第66条第1項若しくは第3項前段」に改める。

別表第3第1項第5号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項若しくは第2項」を「第66条第1項若しくは第3項前段」に改め、同項第6号及び同表第10項第7号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表第12項第2号中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

別表第5第6項第1号中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

(富山県希少野生動植物保護条例施行規則の一部改正)

第2条 富山県希少野生動植物保護条例施行規則(平成27年富山県規則第35号)の 一部を次のように改正する。

第8条第4号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改め、同号エ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第20条第1号キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改め、同条同号ク及びサ並びに同条第7号イ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第10号ウ中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

第25条第1号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改め、同条第6号エ中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

第31条第2項第2号ウ(ア)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表第3第12項第2号及び別表第5第6項第1号の改正規定並びに第2条中第20条第10号ウの改正規定並びに第25条第1号ウの改正規定(「第40条」を「第66条」に改める部分に限る。)及び同条第6号エの改正規定は、公布の日から施行する。

(自然保護課)

山